

川崎市における 予防接種業務について

川崎市健康福祉局 坂元 昇

費用負担と予算について

@費用負担

平成25年4月の予防接種法改正後は、**市町村が負担する9割を地方交付税の算定根拠にすることになった。**



だが、**地方交付税交付時に内訳はないため、内訳の明確化を望む自治体が多い。**

@予算（本市における次年度予算は9月に要求）

平成28年度	
接種委託料	過去実績から見込んだ接種者数 × 現年の委託料単価
ワクチン委託料	過去実績から見込んだワクチン数 × 現年の委託料単価
* ワクチン購入は平成27年度から市薬剤師会と契約	
諸経費	個別通知等の郵送費、予診票の印刷費等
全額 市が負担	
約37.4億	
* 10月から開始のB型肝炎は含まず。	

市町村における実務の流れ(1)

予診票の作成	✓ 定期予防接種を行う際には、市が独自に作成した予診票を使用 ✓ 2枚複写となっており、2枚目は市提出用 ✓ B類疾病は3枚複写となっており、3枚目は済証及び接種後の注意 ✓ 各予防接種の種類ごとに作成	
被接種者への個別通知	✓ 送付対象者 ・ 毎月送付 → 2か月児、1歳、3歳、9歳、11歳 ・ 年1回送付 → MRⅡ期、日脳特例対象者など ✓ 送付内容 ・ 予診票(2か月児には就学前までの予診票一式の予防接種綴) ・ お知らせ ・ 医療機関名簿等	・ 予診票はバーコード付きの予診票 ・ 予防接種の説明書としては、予防接種綴を渡す際に併せて「予防接種と子どもの健康」を一人一冊配布
接種後の予診票のチェックと支払業務	医療機関は毎月10日までに予診票と請求明細書を市役所へ提出  予診票をチェックし、データー化  データー化されたものを、予防接種台帳システム(H27年度導入)に取り込み、審査したのちに委託料を医師会へ支払う	【審査項目】 体温、住所、氏名、年齢、保護者お接種に関する同意及び署名、接種間隔、医師署名、医療機関名、ワクチンのロット、接種量、接種日等 【支払い】 ・ 審査を行い合格したもののみ支払う。 ・ 審査に不合格したものは、委託料の支払いを行わず、医療機関へ返却する。 ・ 市は全市分を医師会へ支払い、医師会から各医療機関へ振り込みを行う。

市町村における実務の流れ(2)

接種医に対する 予防接種の研修会	✓ 講演会 専門家の講師による予防接種に関する講演 【内容】予防接種の基本、最近の動向、事故防止等 ✓ 事業説明 行政作成の予防接種事務手引きを用いて実施方法の説明 【内容】制度の説明、実施の際の注意、請求方法	• 毎年2月に次年度の事業説明会を開催 • 医師会が主催(事務委託契約における契約事項の一つ) • <u>協力医療機関は参加必須</u> • <u>接種医出席必須</u>
予防接種の勧奨	✓ システム導入したことによる効率的な再勧奨の実施 MRⅠ期及びⅡ期ともに再勧奨の実施 ✓ 区役所における1歳6か月健診及び3歳児健診時に実施 健診前に保健師による面接を行い、予防接種勧奨の実施 ✓ 就学前健診における接種勧奨のチラシ配布 教育委員会と連携し、就学前健診時に予防接種歴の確認と勧奨用チラシを配布	• 健診時における保健師による面接は、母子健康手帳をもとに、予防接種の勧奨の実施
予防接種運営委員会の役割	✓ 目的 予防接種事業の円滑な運営を図るため、市長の諮問機関として設置 ✓ 組織 委員数18名／医療関係者・行政(教育現場含)・学識経験者 ✓ 事故対策部会 予防接種に関係するものと考えられる事故の審査及び処理 (申請における進達を行う際の意見をもらう) ✓ 小委員会 本市における事業の変更等ある場合に随時開催	川崎市予防接種運営委員会 条例 • 昭和46年4月1日条例第27号 • 平成28年4月1日一部改正

市町村における課題

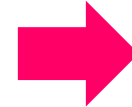
• 費用負担の問題



- 地方交付税交付時に内訳はないため、**内訳の明確化を望む自治体が多い**

• 問合せ**内容の複雑化・件数増加**

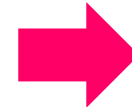
- 新しいワクチン導入による予防接種スケジュールの複雑化
- 償還払い等の制度の複雑化



- 手続きや制度の案内については、**平成28年度からコールセンターによる相談業務の一本化**
- 医学的な相談については、保健所が窓口となっている

• マイナンバーの運用が**明確でない**

- 転入及び転出者の増加



- 転入者及び転出者等の取扱い等が決まらないため、今後の事務業務量等がみえない

• 健康被害の対応



- 内容によっては、長期間に渡る対応が必要であり、専門的(医学的・法律)な知識や様々な配慮が求められる